

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年9月18日

【会社名】 株式会社フレンドリー

【英訳名】 FRIENDLY CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 井 豊 人

【本店の所在の場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072-874-2747

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 鮫 島 篤 志

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072-874-2747

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 鮫 島 篤 志

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当
第1回無担保転換社債型新株予約付社債 1,000,000,000円
第1回新株予約権証券 0円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
672,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年9月18日開催の臨時株主総会において、定款一部変更に関する議案が承認されたこと、第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行に関する議案が承認されたこと、並びに臨時報告書を平成26年9月18日に提出したことに伴い、平成26年8月1日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部及び添付書類並びに平成26年8月8日及び平成26年8月12日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）
- 3 新規発行新株予約権証券

第2 売出要項

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 本事業再生計画の概要
- (4) 経営体制
- 3 本事業再生計画のスケジュール

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

- (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方、本第三者割当が有利発行に該当するものと判断した理由、その判断の過程及び本第三者割当を有利発行により行う理由並びに本第三者割当に関して監査役が表明する意見

6 大規模な第三者割当の必要性

- (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 3 臨時報告書の提出について

(添付書類の追加)

平成26年9月18日開催の臨時株主総会議事録
定款

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

(訂正前)

<前略>

(注) 9 本新株予約権付社債は、平成26年9月18日(木)開催予定の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)において、本新株予約権付社債の発行が承認されることを条件として、平成26年8月1日(金)開催の取締役会において決議されております。なお、本新株予約権付社債に係る取締役会決議は、本事業再生計画の一環として実施するものであることから、本事業再生計画の提出先である機構に対する再生支援の申込みに係る取締役会決議と併せて行われております。また、下記「発行条件に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権付社債の払込金額は、第三者算定機関による評価報告書における算定結果を上回っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は、会社法上、特に有利な条件には該当しないと判断しておりますが、本新株予約権付社債には、客観的な市場価格がなく、また価値の算定が非常に高

度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること、転換価額が株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の各終値に対して77.6%から78.3%のディスカウントとなっていること等から、本新株予約権付社債の発行については、平成26年9月18日(木)開催予定の本臨時株主総会において、特別決議(有利発行決議)による承認を得る予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注)9 本新株予約権付社債の発行は、平成26年9月18日(木)に開催された臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)において承認されております。なお、平成26年8月1日(金)に開催された本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議は、本事業再生計画の一環として実施するものであることから、本事業再生計画の提出先である機構に対する再生支援の申込みに係る取締役会決議と併せて行われております。また、下記「発行条件に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権付社債の払込金額は、第三者算定機関による評価報告書における算定結果を上回っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は、会社法上、特に有利な条件には該当しないと判断しておりますが、本新株予約権付社債には、客観的な市場価格がなく、また価値の算定が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること、転換価額が株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の各終値に対して77.6%から78.3%のディスカウントとなっていること等から、本新株予約権付社債の発行については、平成26年9月18日(木)に開催された本臨時株主総会において、特別決議(有利発行決議)による承認を得ております。

<後略>

3 新規発行新株予約権証券

(訂正前)

<前略>

(注)3 本新株予約権は、平成26年9月18日(木)開催予定の本臨時株主総会において、本新株予約権の発行が承認されることを条件として、平成26年8月1日(金)開催の取締役会において決議されております。なお、本新株予約権の発行に係る取締役会決議は、本事業再生計画の一環として実施するものであることから、本事業再生計画の提出先である機構に対する再生支援の申込みに係る取締役会決議と併せて行われております。また、下記「発行条件に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権の発行条件は、会社法上、特に有利な条件に該当する可能性が高いと判断し、本新株予約権の発行については、平成26年9月18日(木)開催予定の本臨時株主総会において、特別決議(有利発行決議)による承認を得る予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注)3 本新株予約権の発行は、平成26年9月18日(木)に開催された本臨時株主総会において承認されております。なお、平成26年8月1日(金)に開催された本新株予約権の発行に係る取締役会決議は、本事業再生計画の一環として実施するものであることから、本事業再生計画の提出先である機構に対する再生支援の申込みに係る取締役会決議と併せて行われております。また、下記「発行条件に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権の発行条件は、会社法上、特に有利な条件に該当する可能性が高いと判断し、本新株予約権の発行については、平成26年9月18日(木)に開催された本臨時株主総会において、特別決議(有利発行決議)による承認を得ております。

<後略>

第2 売出要項

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 本事業再生計画の概要

(4) 経営体制

(訂正前)

<前略>

重里前会長は、経営者責任の一環として、平成26年6月に代表取締役会長を既に退任しておりますが、その他の取締役、監査役及び執行役員は現任に留まり、引き続き経営及び業務執行を担う予定です。

また、当社は、機構より、外食産業・小売業においてチェーンストアマネジメント、マーケティングの実務経験が豊富な人材の派遣を受け、代表権を持たない専務取締役営業本部長として本事業再生計画の遂行に尽力いただく予定であり、さらに、主力銀行であるりそな銀行からも、出向者を当社の従業員として受け入れる予定です。

なお、当社は、本臨時株主総会において、機構から派遣を受ける上記専務取締役営業本部長を選任する他、同じく機構から派遣を受ける社外取締役1名及び補欠監査役2名についても新たに選任する予定でありますが、新経営体制が固まり次第、速やかに公表いたします。

また、当社は、本事業再生計画の遂行のためには、事業再生の専門家である機構に潜在議決権の過半数を保有する利害関係者として当社の事業再生に関与していただくことが最善であると判断し、本第三者割当の実行後に機構が当社に対して有することになる当社へのガバナンスを維持することを目的として、募集株式の発行及び募集新株予約権の発行を株主総会決議事項とするための定款の一部変更も予定しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

重里前会長は、経営者責任の一環として、平成26年6月に代表取締役会長を既に退任しておりますが、その他の取締役、監査役及び執行役員は現任に留まり、引き続き経営及び業務執行を担っております。

また、当社は、機構より、外食産業・小売業においてチェーンストアマネジメント、マーケティングの実務経験が豊富な人材の派遣を受け、代表権を持たない専務取締役営業本部長として本事業再生計画の遂行に尽力いただく予定であり、さらに、主力銀行であるりそな銀行からも、出向者を当社の従業員として受け入れる予定です。

なお、当社は、本臨時株主総会において、機構から派遣を受ける上記専務取締役営業本部長を選任する他、同じく機構から派遣を受ける社外取締役1名及び補欠監査役2名についても新たに選任しております。

また、当社は、本事業再生計画の遂行のためには、事業再生の専門家である機構に潜在議決権の過半数を保有する利害関係者として当社の事業再生に関与していただくことが最善であると判断し、本第三者割当の実行後に機構が当社に対して有することになる当社へのガバナンスを維持することを目的として、募集株式の発行及び募集新株予約権の発行を株主総会決議事項とするための定款の一部変更も行っております。

<後略>

3. 本事業再生計画のスケジュール

(訂正前)

平成26年	8月1日(金)	機構に対する再生支援申込みに係る取締役会決議 機構に対する再生支援申込み 機構による再生支援決定 本D E S及び本第三者割当に係る取締役会決議 本臨時株主総会に係る基準日設定の取締役会決議
	8月中旬	<u>本臨時株主総会の招集に係る取締役会決議(予定)</u>
	8月16日(土)	本臨時株主総会に係る基準日
	9月18日(木)	<u>本臨時株主総会(予定)</u> 定款変更の承認 A種優先株式の発行の承認
10月上旬		本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の承認 取締役2名及び補欠監査役2名の選任の承認 機構による本買取決定等及び本出資決定(予定)
	10月30日(木)	本D E S及び本第三者割当の実行(予定) りそな銀行による本D E Sの実行 機構による本第三者割当に係る払込みの完了

<後略>

(訂正後)

平成26年	8月1日(金)	機構に対する再生支援申込みに係る取締役会決議 機構に対する再生支援申込み 機構による再生支援決定 本D E S及び本第三者割当に係る取締役会決議 本臨時株主総会に係る基準日設定の取締役会決議
	8月16日(土)	本臨時株主総会に係る基準日
	8月20日(水)	<u>本臨時株主総会の招集に係る取締役会決議</u>
	9月18日(木)	<u>本臨時株主総会</u> 定款変更の承認 A種優先株式の発行の承認
10月上旬		本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の承認 取締役2名及び補欠監査役2名の選任の承認 機構による本買取決定等及び本出資決定(予定)
	10月30日(木)	本D E S及び本第三者割当の実行(予定) りそな銀行による本D E Sの実行 機構による本第三者割当に係る払込みの完了

<後略>

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

- (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方、本第三者割当が有利発行に該当するものと判断した理由、その判断の過程及び本第三者割当を有利発行により行う理由並びに本第三者割当に関して監査役が表明する意見

(訂正前)

本新株予約権付社債

<中略>

なお、上記のとおり、本新株予約権付社債の払込金額は、第三者算定機関による評価報告書における算定結果（889百万円～955百万円）を上回っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は、会社法上、特に有利な条件には該当しないと判断しておりますが、本新株予約権付社債には客観的な市場価格がなく、また価値の算定が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること、上記のとおり転換価額が東京証券取引所における当社普通株式の各終値に対して77.6%から78.3%のディスカウントとなっていること等から、会社法上、特に有利な条件による発行とされる可能性も存すると考え、本新株予約権付社債の発行については、平成26年9月18日開催予定の本臨時株主総会において、特別決議（有利発行決議）による承認を得る予定です。

本新株予約権

<中略>

なお、本新株予約権と本新株予約権付社債の価値を一体として評価した場合には、有利発行に該当しないという考え方もあり得るものの、本新株予約権には客観的な市場価格がなく、また価値の算定が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があることから、本新株予約権の発行条件は会社法上、特に有利な条件による発行に該当する可能性が高いと判断し、本新株予約権の発行については、平成26年9月18日開催予定の本臨時株主総会において、特別決議（有利発行決議）による承認を得る予定です。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権付社債

<中略>

なお、上記のとおり、本新株予約権付社債の払込金額は、第三者算定機関による評価報告書における算定結果（889百万円～955百万円）を上回っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は、会社法上、特に有利な条件には該当しないと判断しておりますが、本新株予約権付社債には客観的な市場価格がなく、また価値の算定が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること、上記のとおり転換価額が東京証券取引所における当社普通株式の各終値に対して77.6%から78.3%のディスカウントとなっていること等から、会社法上、特に有利な条件による発行とされる可能性も存すると考え、本新株予約権付社債の発行については、平成26年9月18日に開催された本臨時株主総会において、特別決議（有利発行決議）による承認を得ております。

本新株予約権

<中略>

なお、本新株予約権と本新株予約権付社債の価値を一体として評価した場合には、有利発行に該当しないという考え方もあり得るものの、本新株予約権には客観的な市場価格がなく、また価値の算定が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があることから、本新株予約権の発行条件は会社法上、特に有利な条件による発行に該当する可能性が高いと判断し、本新株予約権の発行については、平成26年9月18日に開催された本臨時株主総会において、特別決議（有利発行決議）による承認を得ております。

<後略>

6 大規模な第三者割当の必要性

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

(訂正前)

<前略>

なお、本第三者割当は、希薄化率が25%以上となるものであることから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。具体的には、本臨時株主総会において、本第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様様に説明した上、本第三者割当に係る議案が、会社法上の特別決議によって承認されることを以って、株主の皆様様の意思確認をさせていただくことを予定しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、本第三者割当は、希薄化率が25%以上となるものであることから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施しております。具体的には、本臨時株主総会において、本第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様様に説明した上、本第三者割当に係る議案は、会社法上の特別決議によって承認されております。

<後略>

第三部 追完情報

(訂正前)

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第60期事業年度)及び四半期報告書(第61期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成26年8月12日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成26年8月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

<中略>

3 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第60期事業年度)の提出日(平成26年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年8月1日)までの間において、以下一乃至四の臨時報告書を提出しております。

<後略>

(訂正後)

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第60期事業年度)及び四半期報告書(第61期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成26年9月18日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成26年9月18日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

<中略>

3 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第60期事業年度)の提出日(平成26年6月27日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(平成26年9月18日)までの間において、以下一乃至五の臨時報告書を提出しております。

<中略>

五 株主総会の議決権行使結果(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告
(提出日:平成26年9月18日))

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日

平成26年9月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による募集株式(A種優先株式)の発行の件

第3号議案 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行の件

第4号議案 第三者割当による募集新株予約権の発行の件

第5号議案 取締役2名選任の件

取締役として後藤 政利及び兵頭 賢を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として松井 裕介及び高杉 信匡を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び 賛成の割合 (%)
第1号議案	10,623	69	0	(注)1	(注)3 可決 95.60
第2号議案	10,621	71	0	(注)1	(注)3 可決 95.58
第3号議案	10,617	75	0	(注)1	(注)3 可決 95.55
第4号議案	10,615	77	0	(注)1	(注)3 可決 95.53
第5号議案				(注)2	(注)3
後藤 政利	10,630	62	0		可決 95.66
兵頭 賢	10,626	66	0		可決 95.63
第6号議案				(注)2	(注)3
松井 裕介	10,629	63	0		可決 95.65
高杉 信匡	10,629	63	0		可決 95.65

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本臨時株主総会に出席した株主の議決権の数(本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。